

## 市有林素材販売 2（間伐材）仕様書

### 第 1 総括的事項

本仕様書は市有林緊急間伐業務委託素材販売実施に伴い定めるもので、特別な指示のない限り全てこの仕様書により実施すること。

### 第 2 販売方法および内容

市有林間伐材の販売方法は、現地販売として競争入札により実施し、現地で買受人に引き渡すものとする。

#### 販売内容

- (1) 品 名：スギ間伐材
- (2) 販売場所

秋田市太平山谷字下野地内（土場）

素材材積、入札、契約に関する詳細事項は市有林素材販売 2（間伐材）個別仕様書に定める。

### 第 3 販売額の設定

現地販売による場合は、材の規格・品質（材の長さ、末口径、曲がり等）、市場価格等を考慮して販売額を算出するとともに、買受人の販売先でのはい積み料および市場手数料等の販売費用を差し引いた額として設定する。

### 第 4 買受人の素材売払い方法等

買受人は、担当職員立会いのもと販売材積の確認を行うとともに、搬出日程を調整して速やかな搬出に努めること。

当該素材の管理は、販売契約前までは売渡人の責任により管理をするものとし、販売契約後は買受人の責任により管理するものとする。

その他、天災、地変等の不可抗力により、双方の責めに帰すべきかざるものにより当該素材に損害を生じたときは、その損害について売渡人買受人双方の協議のうえ負担する。

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急間伐事業による素材販売であることから、市内に本社、支社および営業所を有する製材所等に売払うこと。

### 第 5 売渡人（秋田市）への情報提供

買受人は、販売素材の売払い等書類を保管するとともに、売渡人（秋田市）に可能な限り情報提供に努めること。

### 第 6 その他

この仕様書に定めない事項および契約に関し疑義が生じたときには、売渡人（秋田市）と買受人とが協議のうえ定めるものとする。